



宮 崎 県 公 報

令和元年10月17日(木曜日) 第48号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示……………(財産総合管理課) 1
- 民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 13
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意……………(水産政策課) 14
- 道路の区域の変更(7件)……………(道路保全課) 14
- 道路の供用の開始……………(“ ”) 15

頁

公 告

- 道路の占用を制限する区域の指定……………(道路保全課) 15
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 16
- 不服申立ての処理状況……………(総務課) 16
- 大規模小売店舗の変更に関する届出(2件) ……(商工政策課) 20
- 土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 21
- 企業局企業管理規程**
- 企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程……………22
- 収用委員会告示**
- 宮崎県収用委員会運営規程の一部を改正する規程……………28

告 示

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。
令和元年10月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第408号

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(平成6年宮崎県告示第1058号の3)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(入札参加資格審査の申請) 第4条 [略] 2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の申請をすることができない。 (1)～(6) [略]	(入札参加資格審査の申請) 第4条 [略] 2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の申請をすることができない。 (1)～(6) [略] <u>(7) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金に未納がある者</u> <u>(8) 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がある者</u> <u>(9) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第3項及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1項の適用事業所である者であって、健康保険料又は厚生年金保険料に未納があるもの</u> <u>(10) 労働保険料に滞納がある者</u>
3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者でない旨の証明書(個人の場合に限る。)	3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない旨の証明書(個人の場合に限る。)
(4)・(5) [略]	(4)・(5) [略]

<p>(6) 県税(地方消費税を除く。)、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8)~(15) [略]</p> <p>(16) [略] (入札参加資格の承継)</p> <p>第7条の2 登録業者の相続人その他の一般承継人は、入札参加資格の地位を承継しようとするときは、設備維持管理業務入札参加資格承継承認申請書(別記様式第8号)に一般承継があったことを証する書類並びに第4条第3項第1号から第11号まで及び第13号から第16号までに掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 [略] (登録の取消し)</p> <p>第9条 知事は、登録業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第14条に規定する審査会の審査を経て、その者の登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(2)~(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別記 様式第1号(第4条関係) [略] (添付書類)</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 身分証明書(個人のみ)</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(6) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 健康保険法第3条第3項及び厚生年金保険法第6条第1項の適用事業所である者であって、健康保険料又は厚生年金保険料に未納がないことを証する書面</p> <p>(9)~(16) [略]</p> <p>(17) 育児休業制度について就業規則で定め、労働基準監督署への届出を行っている場合にあつては、労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し</p> <p>(18) 県又は県内の市町村と防災協定を締結している場合にあつては、その協定書の写し</p> <p>(19) 国際標準化機構が定めた規格ISO9001又はISO14001の認証を取得している場合にあつては、その登録証の写し</p> <p>(20) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の規定による認定を受けている場合にあつては、その認定証の写し</p> <p>(21) 常時雇用する労働者の数が300人以下の者であつて、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長への届出を行っているものにあつては、その届出書の写し</p> <p>(22) 女性活躍推進法第9条の規定による認定を受けている場合にあつては、その認定証の写し</p> <p>(23) 働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱(平成30年2月1日定め)第5条の規定による認証を受けている場合にあつては、その認証書の写し</p> <p>(24) [略] (入札参加資格の承継)</p> <p>第7条の2 登録業者の相続人その他の一般承継人は、入札参加資格の地位を承継しようとするときは、設備維持管理業務入札参加資格承継承認申請書(別記様式第8号)に一般承継があったことを証する書類並びに第4条第3項第1号から第12号まで及び第14号から第24号までに掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 [略] (登録の取消し)</p> <p>第9条 知事は、登録業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第14条に規定する審査会の審査を経て、その者の登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(2)~(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別記 様式第1号(第4条関係) [略] (添付書類)</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない旨の証明書(個人のみ)</p> <p>4・5 [略]</p>
---	--

6 県税(地方消費税を除く。)、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面

7 [略]

8~15 [略]

16 その他以下の書類(該当する場合)

①~③ [略]

(注) 添付書類10及び12については、申請する業務ごとに添付すること。

6 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面

7 [略]

8 健康保険法第3条第3項及び厚生年金保険法第6条第1項の適用事業所である者であって、健康保険料又は厚生年金保険料に未納がないことを証する書面

9~16 [略]

17 その他以下の書類(該当する場合)

①~③ [略]

④ 次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定証の写し

⑤ 女性活躍推進法第8条第1項の規定による届出書の写し

⑥ 女性活躍推進法第9条の規定による認定証の写し

⑦ ひなたの極認証書の写し

(注) 添付書類11及び13については、申請する業務ごとに添付すること。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

(表)
営業概要書

商号又は名称		連絡先		電話 ()	FAX ()				
営業種目		作成者氏名 及び 所属部署名		作成者氏名 (所属部署名)					
県内の 事務所 又は 事業所	事務所名又は事業所名		所在地 (郵便番号、住所)		電話番号 FAX番号				
			〒		電話 () FAX ()				
			〒		電話 () FAX ()				
			〒		電話 () FAX ()				
経営の 状況	営業 実績	前々決算年度(ア)		前決算年度(イ)		$\frac{(ア) + (イ)}{2}$			
		千円		千円		千円			
	営業 年数	創業	営業の停止、休止等の 期間		現組織への 変更		計		
年 月		年 月から 年 月まで		年 月		満 年 月			
営業 比率	流動 比率	① 流動 資産(千円) _____ × 100		自己 資本 固定 比率	③ 固定 資産(千円) _____ × 100		利 益 率	⑤ 当期 利益(千円) _____ × 100	
		② 流動 負債(千円)			④ 自己 資本額(千円)			⑥ 総資本(千円)	
	① _____ × 100 ② _____ × 100 = . %		③ _____ × 100 ④ _____ × 100 = . %		⑤ _____ × 100 ⑥ _____ × 100 = . %				
		※少数第1位まで算出 (少数第2位以下切り捨て)		※少数第1位まで算出 (少数第2位以下切り捨て)		※少数第1位まで算出 (少数第2位以下切り捨て)			
自己 資本額	④ _____ 千円								

(裏)

商号又は名称											
経営の規模	従業員数	全従業員数								人	
		県内従業員数								人	
		技術者数								人	
		事務及び営業者数								人	
	従事者数	申請業務の従事者数		有資格者	無資格者		有資格者	無資格者		有資格者	無資格者
			ア	人	人	オ	人	人	ケ	人	人
			イ	人	人	カ	人	人	コ	人	人
			ウ	人	人	キ	人	人	サ	人	人
		エ	人	人	ク	人	人				
	計測機器の保有状況	機種				仕様				台数	
障がい者雇用	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用義務 (※該当箇所には○印を付けること。)		有 無		ISO取得	取得しているものに○印を付け、登録期限を記載すること。					
	法定雇用障がい者数		人			ISO9001	年 月 日まで				
	雇用障がい者数		人			ISO14001	年 月 日まで				
働きやすい職場環境の整備状況		※左記項目のうち、該当項目に○印を付けること。									
		①育児休業制度を就業規則で規定し、労働基準監督署へ届け出ている。									
		②次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定を受けている。									
		③女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長への届出を行っている。(雇用労働者数300人以下)									
		④女性活躍推進法第9条の規定による認定を受けている。									
		⑤働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要領第5条の規定による認証を受けている。									
取引金融機関											
備考											

(注) 1 「決算年度」とは、法人にあっては、法人税法(昭和40年法律第34号)第13条に定める事業年度、個人にあっては12月末日の決算日以前1年間をいう。

2 「申請業務の従事者数」は、「申請する業務に従事する者の名簿」(別記様式第3号)の有資格者及び無資格者の合計人数の欄を転記すること。

様式第3号(その5)(第4条関係)
 自家用電気工作物の保安業務

申請する業務に従事する者の名簿

申請業務	才:自家用電気工作物の保安業務		資格		保有資格
	商号又は名称	住所	有資格者	無資格者	
従事者名	生年月日				第3種電気主任技術者以上
従事者数 (名簿登載人数)	人	合計人数 (縦列の〇の数)	人	人	人

【入札参加資格】
 上記資格の保有資格者が
 1名以上であること。(必須)

(注) 1 雇用期間を定めないで雇用された者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者について記入すること。
 2 住所は、現住所を記入すること。
 3 資格を保有せず業務に従事する者(無資格者)も記載すること。
 4 資格及び保有資格の欄の該当箇所には〇印を付けること。
 5 記入欄が不足する場合は、欄を追加すること。

様式第3号(その8)(第4条関係)
昇降機設備の点検業務

申請する業務に従事する者の名簿

申請業務	ク:昇降機設備の点検業務		資格		保有資格		
	商号又は名称	住所	有資格者	無資格者	ア 第2種電気工事士 以上	①昇降機等検査員	②2級建築士 以上
従事者名		生年月日					
従事者数 (名簿登録人数)	人	合計人数 (縦列の〇の数)	人	人	人	人	人

【入札参加資格】
上記資格(①、②)のうち、いずれかの保有資格者が1名以上であること。(必須)

(注) 1 雇用期間を定めないで雇用された者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者について記入すること。
2 住所は、現住所を記入すること。
3 資格を保有せず業務に従事する者(無資格者)も記載すること。
4 資格及び保有資格の欄の該当箇所に○印を付けること。
5 記入欄が不足する場合は、欄を追加すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第5号(第4条関係)</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1 この表は、入札参加資格の登録を受けようとする年の直前2年の各決算年度における契約金額を契約物件ごとに記入すること。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>様式第8号(第7条の2関係)</p> <p>[略]</p> <p>(添付書類)</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>身分証明書(個人のみ)</u></p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 県税(地方消費税を除く。)、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面</p> <p>8 [略]</p> <p>9～15 [略]</p> <p>16 [略]</p> <p>(注) <u>添付書類11</u>については、申請する業務ごとに添付すること。</p>	<p>様式第5号(第4条関係)</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1 この表は、入札参加資格の申請をする日の属する決算年度の直前の2決算年度における契約金額を契約物件ごとに記入すること。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>様式第8号(第7条の2関係)</p> <p>[略]</p> <p>(添付書類)</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない旨の証明書(個人のみ)</u></p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面</p> <p>8 [略]</p> <p>9 <u>健康保険法第3条第3項及び厚生年金保険法第6条第1項の適用事業所である者であって、健康保険料又は厚生年金保険料に未納がないことを証する書面</u></p> <p>10～16 [略]</p> <p>17 <u>その他以下の書類(該当する場合)</u></p> <p>① <u>労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し</u></p> <p>② <u>県、市町村との防災協定書の写し</u></p> <p>③ <u>I S O 9001又はI S O 14001の登録証の写し</u></p> <p>④ <u>次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定証の写し</u></p> <p>⑤ <u>女性活躍推進法第8条第1項の規定による届出書の写し</u></p> <p>⑥ <u>女性活躍推進法第9条の規定による認定証の写し</u></p> <p>⑦ <u>ひなたの極認証書の写し</u></p> <p>18 [略]</p> <p>(注) <u>添付書類12</u>については、申請する業務ごとに添付すること。</p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(以下「改正前の要綱」という。)の規定によりなされている手続その他の行為は、この告示による改正後の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の要綱の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県告示第409号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年10月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷字納間字板屋
2883-35、字田谷2932-1、字岩下3014、3015、3021-2、3027-6から3027-8まで

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第410号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和元年10月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和元年9月2日
発起人の住所及び氏名	串間市 横山 春海 串間市 金丸 虎行
加入区名称	串間市第一加入区
区 域	串間市漁業協同組合の地区のうち本城支所の地域
区 分	小型定置漁業及び小型漁船漁業

宮崎県告示第411号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月17日から同年同月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	388号	東臼杵郡美郷町北郷黒木字ヨリキ195番3から同郡同町北郷黒木同字195番3まで	旧	45.5～45.9	3.0
				新	45.5～54.0	3.0

宮崎県告示第412号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月17日から同年同月31日まで宮崎

県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字八重609番11地先から同郡同村同大字同字609番11地先まで	旧	11.5～14.1	35.6
				新	11.8～36.6	35.6

宮崎県告示第413号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月17日から同年同月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
40	県道	都農綾線	児湯郡木城町大字高城字山塚4868番6地先から同郡同町同大字同字4868番5地先まで	旧	15.1～23.1	25.5
				新	23.1～38.0	25.5

宮崎県告示第414号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月17日から同年同月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
48	県道	市木串間線	串間市大字市木字河原崎1368番1地先から同市同大字同	旧	12.3～17.5	115.0
				新	16.2～21.5	115.0

字1368番1
地先まで

宮崎県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月17日から同年同月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
401	県道	奈佐木高岡線	小林市野尻町紙屋字市ノ瀬1116番1から同市同町紙屋同字1116番1まで	旧	4.5～ 5.2	7.9
				新	7.1～ 7.9	7.9

宮崎県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月17日から同年同月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
401	県道	奈佐木高岡線	小林市野尻町紙屋字市ノ瀬1116番4から同市同町紙屋同字1116番4まで	旧	4.0～ 4.1	4.6
				新	6.5～ 6.7	4.6

宮崎県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月17日から同年同月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
401	県道	奈佐木高岡線	小林市野尻町紙屋字市ノ瀬1116番4から同市同町紙屋同字1116番4まで	旧	3.6～ 3.8	4.6
				新	5.6～ 5.6	4.6

宮崎県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年10月17日から同年同月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字八重609番11地先から同郡同村同大字同字609番11地先まで	令和元年10月17日

宮崎県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和元年10月17日から同年同月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	市木串間線	串間市大字市木字河原崎1368番1地先から同市同大字同字1368番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場

合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年11月1日

宮崎県告示第420号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和元年10月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 桃の木-1地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	日南市大字酒谷字石間伏甲83番11
2	“ “ 字後谷乙 10017番1
3	“ “ “ 乙 10017番1
4	“ “ “ 乙 10016番
5	“ “ “ 乙 10018番
6	“ “ 字桃ノ木乙 10465番
7	“ “ “ 乙 10439番1
8	“ “ 字石間伏甲84番4

公 告

行政不服審査法施行条例(平成27年宮崎県条例第47号)第15条の規定により、平成30年度における不服申立ての処理状況を次のとおり公表する。

令和元年10月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

不服申立てに係る処分又は不作為(根拠法令)	不服申立ての種類	処分庁	審査庁	不服申立て年月日	宮崎県行政不服審査会			不服申立てに対する裁決等	
					諮問年月日	答申年月日	答申の内容	裁決等年月日	裁決等の内容
特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成28年11月24日	平成29年10月10日	平成29年11月16日	棄却裁決は妥当である。	平成30年4月4日	棄却
特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成29年3月30日	平成30年6月19日	平成30年9月11日	棄却裁決は妥当である。	平成30年10月11日	棄却
身体障害者手帳交付処分(身体障害者福祉法)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成29年8月24日	平成30年3月2日	平成30年4月9日	棄却裁決は妥当である。	平成30年5月9日	棄却
生活保護費返還決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年10月20日	-	-	-	-	-
生活保護廃止処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年11月1日	-	-	-	-	-
身体障害者手帳交付処分(身体障害者福祉法)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成29年11月2日	平成30年3月5日	平成30年4月9日	棄却裁決は妥当である。	平成30年5月9日	棄却

個人事業税賦課処分(地方税法)	審査請求	宮崎県延岡県税・総務事務所長	宮崎県知事	平成29年11月24日	平成30年3月12日	平成30年4月9日	棄却裁決は妥当である。	平成30年4月17日	棄却
生活保護費返還決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年12月4日	平成30年10月3日	平成30年11月27日	棄却裁決は妥当である。	平成30年12月17日	棄却
生活保護停止処分(生活保護法)	審査請求	日南市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年12月7日	—	—	—	平成30年9月11日	認容
後期高齢者医療療養費不支給決定処分(高齢者の医療の確保に関する法律)	審査請求	宮崎県後期高齢者医療広域連合長	宮崎県後期高齢者医療審査会	平成29年12月26日	—	—	—	平成30年8月30日	棄却
生活保護費返還決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年2月1日	—	—	—	平成30年4月27日	却下
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年2月15日	—	—	—	平成30年10月30日	認容
児童扶養手当資格喪失決定処分(児童扶養手当法)	審査請求	宮崎市長	宮崎県知事	平成30年2月28日	—	—	—	平成30年4月5日	取下げ
生活保護費返還決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年3月6日	平成31年1月18日	平成31年3月4日	棄却裁決は妥当である。	平成31年3月20日	棄却
射撃教習資格不認定処分(銃砲刀剣類所持等取締法)	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安委員会	平成30年3月19日	—	—	—	平成30年9月6日	棄却
身体障害者手帳交付処分(身体障害者福祉法)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成30年3月20日	—	—	—	平成30年8月28日	取下げ
身体障害者手帳交付処分(身体障害者福祉法)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成30年4月2日	—	—	—	平成30年6月6日	取下げ
後期高齢者医療療養費不支給決定処分(高齢者の医療の確保に関する法律)	審査請求	宮崎県後期高齢者医療広域連合長	宮崎県後期高齢者医療審査会	平成30年4月3日	—	—	—	平成30年8月30日	棄却

生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年4月25日	平成31年1月18日	平成31年3月4日	棄却裁決は妥当である。	平成31年3月20日	棄却
身体障害者手帳交付処分(身体障害者福祉法)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成30年4月27日	-	-	-	平成30年7月8日	取下げ
身体障害者手帳交付処分(身体障害者福祉法)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成30年5月9日	-	-	-	平成30年7月27日	取下げ
運転免許更新処分(道路交通法)	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安委員会	平成30年6月15日	-	-	-	平成31年2月14日	棄却
自動車税減免否認処分(地方税法)	審査請求	宮崎県宮崎県税・総務事務所長	宮崎県知事	平成30年6月19日	平成30年10月29日	平成30年11月27日	棄却裁決は妥当である。	平成30年12月7日	棄却
生活保護申請却下処分(生活保護法)	審査請求	日南市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年7月24日	-	-	-	-	-
要介護認定決定処分(介護保険法)	審査請求	国富町長	宮崎県介護保険審査会	平成30年8月23日	-	-	-	平成30年9月18日	取下げ
介護給付費等支給決定処分(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年9月6日	-	-	-	-	-
介護保険料賦課決定処分(介護保険法)	審査請求	日南市長	宮崎県介護保険審査会	平成30年9月7日	-	-	-	平成30年11月19日	棄却
特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成30年10月19日	-	-	-	-	-
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	都城市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年10月22日	平成31年3月15日	-	-	-	-
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	西都市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年10月25日	平成31年3月15日	-	-	-	-
個人事業税賦課処分(地方税法)	審査請求	宮崎県延岡県税・総務事務所長	宮崎県知事	平成30年11月5日	-	-	-	-	-

生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	延岡市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年11月15日	-	-	-	-	-
療育手帳非該当決定処分(宮崎県療育手帳制度実施要綱)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成30年11月19日	-	-	-	-	-
療育手帳非該当決定処分(宮崎県療育手帳制度実施要綱)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成30年11月19日	-	-	-	-	-
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年11月28日	-	-	-	-	-
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年11月28日	-	-	-	-	-
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年11月28日	-	-	-	-	-
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年11月28日	-	-	-	-	-
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年11月28日	-	-	-	-	-
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年11月29日	-	-	-	-	-
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年11月29日	-	-	-	-	-
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年11月29日	-	-	-	-	-
給付制限処分(国民健康保険法)	審査請求	宮崎市長	宮崎県国民健康保険審査会	平成30年12月6日	-	-	-	-	-
児童扶養手当支給停止処分(児童扶養手当法)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成30年12月16日	-	-	-	平成30年12月21日	取下げ

生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	都城市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年12月20日	-	-	-	-	-
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年12月28日	-	-	-	-	-
一時保護決定処分(児童福祉法)	審査請求	宮崎県中央児童相談所長	宮崎県知事	平成31年1月4日	-	-	-	-	-
一時保護決定処分(児童福祉法)	審査請求	宮崎県中央児童相談所長	宮崎県知事	平成31年1月4日	-	-	-	-	-
一時保護決定処分(児童福祉法)	審査請求	宮崎県中央児童相談所長	宮崎県知事	平成31年1月4日	-	-	-	-	-
身体障害者手帳交付処分(身体障害者福祉法)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成31年1月16日	-	-	-	平成31年3月22日	取下げ
生活保護費返還決定処分(生活保護法)	審査請求	都城市福祉事務所長	宮崎県知事	平成31年1月16日	-	-	-	-	-
土地区画整理事業における換地処分(土地区画整理法)	審査請求	都農町長	宮崎県知事	平成31年1月31日	-	-	-	-	-
特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成31年2月27日	-	-	-	-	-
生活保護停止処分(生活保護法)	審査請求	宮崎県北部福祉こどもセンター所長	宮崎県知事	平成31年2月27日	-	-	-	-	-
禁止命令等(ストーカー行為等の規制等に関する法律)	審査請求	宮崎北警察署長	宮崎県公安委員会	平成31年3月1日	-	-	-	-	-
介護給付費等支給決定処分(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成31年3月22日	-	-	-	-	-

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日

から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス吉村店
宮崎市吉村町下敷甲4342番1 外

宮崎県知事 河野俊嗣

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

昭和リース株式会社 代表取締役 瀬戸紳一郎
東京都文京区後楽一丁目4番14号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 昭和リース株式会社 代表取締役 土屋明正
東京都文京区後楽一丁目4番14号

(変更後) 昭和リース株式会社 代表取締役 瀬戸紳一郎
東京都文京区後楽一丁目4番14号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

4 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和元年6月28日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和元年5月1日

5 変更する理由

建物設置者及び小売業者の代表者交代のため

6 届出年月日

令和元年10月3日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年10月17日から令和2年2月17日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和元年10月17日から令和2年2月17日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月17日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス南延岡店
延岡市別府町4452番2 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

昭和リース株式会社 代表取締役 瀬戸紳一郎
東京都文京区後楽一丁目4番14号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 昭和リース株式会社 代表取締役 土屋明正
東京都文京区後楽一丁目4番14号

(変更後) 昭和リース株式会社 代表取締役 瀬戸紳一郎
東京都文京区後楽一丁目4番14号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

4 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和元年6月28日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和元年5月1日

5 変更する理由

建物設置者及び小売業者の代表者交代のため

6 届出年月日

令和元年10月3日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年10月17日から令和2年2月17日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和元年10月17日から令和2年2月17日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、向山土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年10月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	門村政昭	西臼杵郡高千穂町大字向山2717番地口
理事	飯干善勝	西臼杵郡高千穂町大字向山1022番地
理事	甲斐亀男	西臼杵郡高千穂町大字向山1774番地
理事	甲斐義信	西臼杵郡高千穂町大字向山4662番地
理事	飯干久敏	西臼杵郡高千穂町大字向山7751番地
理事	坂本直幸	西臼杵郡高千穂町大字向山3965番地
理事	飯干高德	西臼杵郡高千穂町大字向山3235番地
理事	飯干博士	西臼杵郡高千穂町大字向山1093番地
理事	甲斐早雄	西臼杵郡高千穂町大字向山 837番地
理事	飯干和昭	西臼杵郡高千穂町大字向山3663番地
監事	甲斐憲章	西臼杵郡高千穂町大字向山1773番地
監事	興梠久利	西臼杵郡高千穂町大字向山 724番地

(任期：令和4年8月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	門村政昭	西臼杵郡高千穂町大字向山2717番地口
理事	飯干善勝	西臼杵郡高千穂町大字向山1022番地
理事	甲斐亀男	西臼杵郡高千穂町大字向山1774番地
理事	飯干英雄	西臼杵郡高千穂町大字向山2660番地
理事	飯干久敏	西臼杵郡高千穂町大字向山7751番地
理事	飯干憲二	西臼杵郡高千穂町大字向山3965番地
理事	飯干高德	西臼杵郡高千穂町大字向山3235番地
理事	飯干博士	西臼杵郡高千穂町大字向山1093番地
理事	飯干和昭	西臼杵郡高千穂町大字向山3663番地
理事	甲斐早雄	西臼杵郡高千穂町大字向山 837番地
監事	甲斐憲章	西臼杵郡高千穂町大字向山1773番地
監事	甲斐徹志	西臼杵郡高千穂町大字向山 983番地

企業局企業管理規程

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和元年10月17日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

宮崎県企業局企業管理規程第1号

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(入札保証金)	(入札保証金)

第88条 令第21条の15の規定による入札保証金の率は、入札金額〔
入札者が入札書に記載した金額に100分の108を乗じて得た金額
〕の100分の5以上とする。

2 〔略〕

別表第1 勘定科目表

電気事業会計勘定科目表

〔略〕

費用

2 電気事業費用

款	項	目	節	細節	細々節	備考
営業 費用	〔略〕			法定厚 生費		
					〔略〕 厚生年 金負担 金	
					労災保 険料	
						〔略〕

〔略〕

第88条 令第21条の15の規定による入札保証金の率は、入札金額の
100分の5以上とする。

2 〔略〕

別表第1 勘定科目表

電気事業会計勘定科目表

〔略〕

費用

2 電気事業費用

款	項	目	節	細節	細々節	備考
営業 費用	〔略〕			法定厚 生費		
					〔略〕 厚生年 金負担 金	
					社会保 険料	
					労災保 険料	
						〔略〕

〔略〕

別記様式第15号を次のように改める。

様式第15号

受付当日中にテレ発信

領 収 済 通 知 書	
年 度	調定番号 納通番号
会 計	
納 入 義 務 者	住 所 氏 名 殿
所 属	
科 目	
納 入 金 の 内 訳	
納 入 金 額	本 体 価 格 消 費 税 額 円
納 入 期 限	年 月 日
納 入 場 所	株 式 会 社 宮 崎 銀 行
上記のとおり領収したので通知します。	
出納取扱金融機関 株 式 会 社 宮 崎 銀 行	
宮崎県企業局 企業出納員 殿	
処 理 済 印	領 収 日 付 印

取扱金融機関 → 宮崎銀行県庁支店

受付当日中にテレ発信

収 入 伝 票	
年 度	調定番号 納通番号
会 計	
納 入 義 務 者	住 所 氏 名 殿
所 属	
科 目	
納 入 金 の 内 訳	
納 入 金 額	本 体 価 格 消 費 税 額 円
納 入 期 限	年 月 日
納 入 場 所	株 式 会 社 宮 崎 銀 行
上記のとおり領収したので通知します。	
宮崎県企業局 出納取扱金融機関 (株)宮崎銀行県庁支店 殿	
振込口座番号 2001791	
領 収 日 付 印	

取扱金融機関 → 宮崎銀行県庁支店

※金融機関の控えはコピーを伝票代用としてください。

受付当日中にテレ発信

納 入 通 知 書 兼 領 収 証	
年 度	調定番号 納通番号
会 計	
納 入 義 務 者	住 所 氏 名 殿
所 属	
科 目	
納 入 金 の 内 訳	
納 入 金 額	本 体 価 格 消 費 税 額 円
納 入 期 限	年 月 日
納 入 場 所	株 式 会 社 宮 崎 銀 行
上記のとおり納入してください。	
年 月 日	
宮 崎 県 企 業 局 長 印	
領 収 日 付 印	
上記の金額を領収しました。	
※消費税額には地方消費税額 を含みます。	

別記様式第41号(その1)を次のように改める。

様式第41号(その1)

入 札 書 (一 般)

入札金額					
入札の目的					
引渡の場所					
引渡の期限	年 月 日				
引渡の方法					
入札保証金額					
内 訳					
品名	規格	数量	単価	金額	備考
<p>上記金額に100分の110を乗じて得た金額をもって納入したいので、設計書、仕様書、契約条項(請書条項)及び企業局会計規程(平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号)並びに指示事項を承知して入札いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 入札者 氏名 印</p> <p>宮崎県企業局長 殿</p>					

別記様式第41号(その2)を次のように改める。

様式第41号(その2)

入札書(工事)

入札金額	
工事名	
工事場所	
工 期	<p style="text-align: center;">年 月 日から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日まで 日間</p>
入札保証金額	

上記金額に100分の110を乗じて得た金額をもって請負したいので、設計書、仕様書、企業局会計規程(平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号)及び工事請負契約約款並びに指示事項を承知して入札いたします。

年 月 日

住所
入札者 氏名 印

宮崎県企業局長 殿

別記様式第41号(その3)を次のように改める。

様式第41号(その3)

入 札 書 (委 託)

入 札 金 額	
委託業務の目的	
委託業務の場所	
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
入札保証金額	
<p>上記金額に100分の110を乗じて得た金額をもって受託したいので、設計書、仕様書、契約条項(請書条項)及び企業局会計規程(平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号)並びに指示事項を承知して入札いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>入札者 住所 氏名 印</p> <p>宮崎県企業局長 殿</p>	

附則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

収用委員会告示

宮崎県収用委員会運営規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和元年10月17日

宮崎県収用委員会会長 近藤日出夫

宮崎県収用委員会告示第3号

宮崎県収用委員会運営規程の一部を改正する規程

宮崎県収用委員会運営規程(昭和44年宮崎県収用委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(会長専決事項) 第12条 会長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。 (1)~(25) [略] (26)~(28) [略]	(会長専決事項) 第12条 会長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。 (1)~(25) [略] <u>(26) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第13条第6項に規定する身分を示す証明書の発行</u> (27)~(29) [略]

附則

この告示は、公表の日から施行する。